

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業 令和6年能登半島地震に係る災害復旧枠

別紙1

- 被災情報や避難情報等、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保する観点から、災害復旧費の支援はきわめて重要であり、本事業において災害復旧枠を設け、被災地の災害復旧ニーズに安定的に応じられるようにしている。
- 令和6年能登半島地震の復旧事業では、補助率を2/3にかさ上げたほか、当該地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備（総務省予算で過去に整備したもの以外の設備を含む）の復旧や、応急仮設住宅へのケーブルテレビネットワークの整備を対象とし、地方自治体又は第三セクターの行う復旧事業に対して補助。

事業イメージ

○ 事業実施主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

○ 補助対象

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター（承継事業者を含む。）

※地理的に条件不利な地域（過疎、辺地、離島、半島、特農、山村、豪雪）

※令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る整備を対象化

※応急仮設住宅へのケーブルテレビネットワークの整備を対象化

【令和6年度当初予算 12.5億円の内数】

令和5年度当初予算 9.0億円
令和5年度補正予算 24.7億円

○ 補助率

2/3

○ 補助対象経費

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

